

税務出納課からのお知らせ

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免について

令和2年7月豪雨に伴う災害の影響による収入の減少など、一定の条件に該当する時に、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免を行います。

申請方法など詳しくは下記までお問い合わせください。

【問い合わせ】税務出納課町民税係 ☎ 85-6132 / 町民課国保医療係 ☎ 85-6130 / 健康福祉課介護保険係 ☎ 86-0213

《国民健康保険税》

対象	<p>①主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯</p> <p>②主たる生計維持者の行方が不明となった世帯</p> <p>③主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入および給与収入（以下「事業収入など」という。）の減少が見込まれ、次のいずれにも該当する世帯</p> <p>■世帯の主たる生計維持者の事業収入などのいずれかの減少額（保険金などで補填される金額を控除した額）が令和元年中の当該事業収入などの額の10分の3以上であること</p> <p>■世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額が1,000万円以下であること</p> <p>■減少が見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入などに係る所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること</p> <p>④主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯</p> <p>⑤主たる生計維持者以外の被保険者の行方が不明となった世帯</p>																					
減免額	<p>①、②に該当するとき 全額</p> <p>③に該当するとき 下記の表1によって算出した減免対象国民健康保険税額に、表2に基づく減免の割合を乗じた額</p> <p>④に該当するとき 国民健康保険税額に下記の表3の損害程度に応じた減免の割合を乗じた額</p> <p>⑤に該当するとき 被保険者全員について、算定した国民健康保険税額と行方不明者以外の被保険者について算定した国民健康保険税額との差額</p> <p>※ただし、②、⑤については、令和3年3月31日までの間にその行方が明らかになったときは行方が明らかとなった日の属する月の前月分までの国民健康保険税額</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>表1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;"> $\begin{aligned} & \text{減免対象国民健康保険税額} = \\ & (\text{世帯全体の国民健康保険税額}) \\ & \times (\text{主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入などに係る令和元年の所得額}) \\ & \div (\text{主たる生計維持者および世帯内のすべての被保険者の令和元年の合計所得金額}) \end{aligned}$ </td> </tr> </table> </div> <div style="width: 45%;"> <p>表2</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>主たる生計維持者の前年の合計所得金額</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>10分の10</td> </tr> <tr> <td>400万円以下</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>550万円以下</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>10分の4</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>10分の2</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div> <p>表3</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>損害程度</th> <th>軽減または免除の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>10分の10</td> </tr> <tr> <td>半壊・大規模半壊</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>床上浸水 ※上記に該当する場合を除く</td> <td>2分の1を超えない範囲で町長が決定した額</td> </tr> </tbody> </table>	$\begin{aligned} & \text{減免対象国民健康保険税額} = \\ & (\text{世帯全体の国民健康保険税額}) \\ & \times (\text{主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入などに係る令和元年の所得額}) \\ & \div (\text{主たる生計維持者および世帯内のすべての被保険者の令和元年の合計所得金額}) \end{aligned}$	主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減免の割合	300万円以下	10分の10	400万円以下	10分の8	550万円以下	10分の6	750万円以下	10分の4	1,000万円以下	10分の2	損害程度	軽減または免除の割合	全壊	10分の10	半壊・大規模半壊	2分の1	床上浸水 ※上記に該当する場合を除く	2分の1を超えない範囲で町長が決定した額
$\begin{aligned} & \text{減免対象国民健康保険税額} = \\ & (\text{世帯全体の国民健康保険税額}) \\ & \times (\text{主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入などに係る令和元年の所得額}) \\ & \div (\text{主たる生計維持者および世帯内のすべての被保険者の令和元年の合計所得金額}) \end{aligned}$																						
主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減免の割合																					
300万円以下	10分の10																					
400万円以下	10分の8																					
550万円以下	10分の6																					
750万円以下	10分の4																					
1,000万円以下	10分の2																					
損害程度	軽減または免除の割合																					
全壊	10分の10																					
半壊・大規模半壊	2分の1																					
床上浸水 ※上記に該当する場合を除く	2分の1を超えない範囲で町長が決定した額																					
減免の対象となる国民健康保険税	納期限が、令和2年7月28日から令和3年3月31日までのもの																					

《介護保険料》

対象	<p>①主たる生計維持者が死亡もしくは障がい者となり、または重篤な傷病を負った第1号被保険者（65歳以上）</p> <p>②主たる生計維持者の行方が不明となった第1号被保険者（65歳以上）</p> <p>③主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入および給与収入（以下「事業収入など」という。）の減少が見込まれ、次のいずれにも該当する第1号被保険者（65歳以上）</p> <p>■事業収入などのいずれかの減少額（保険金などで補填される金額を控除した額）が令和元年中の当該事業収入などの額の10分の3以上であること</p> <p>■減少が見込まれる事業収入などに係る所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること</p> <p>④第1号被保険者の居住する住宅に損害を受けた第1号被保険者（65歳以上）</p>						
減免額	<p>①、②に該当するとき 全額</p> <p>③に該当するとき 下記の表1によって算出した減免対象介護保険料額に、表2に基づく減免の割合を乗じた額</p> <p>④に該当するとき 第1号被保険者の介護保険料額に、国民健康保険税に記載の表3の損害程度に応じた減免の割合を乗じた額</p> <p>※ただし、②については、令和3年3月31日までの間にその行方が明らかになったときは行方が明らかとなった日の属する月の前月分までの介護保険料額</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>表1</p> $\begin{aligned} \text{減免対象介護保険料額} &= \\ &(\text{第1号被保険者の介護保険料額}) \\ &\times (\text{主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入などに係る令和元年の所得額}) \\ &\div (\text{主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額}) \end{aligned}$ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>表2</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>前年の合計所得金額</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下</td> <td>10分の10</td> </tr> <tr> <td>200万円超</td> <td>10分の8</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div>	前年の合計所得金額	減免の割合	200万円以下	10分の10	200万円超	10分の8
前年の合計所得金額	減免の割合						
200万円以下	10分の10						
200万円超	10分の8						
減免の対象となる介護保険料	納期限が、令和2年7月28日から令和3年3月31日までのもの						

《後期高齢者医療保険料》

対象	<p>①主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った者</p> <p>②主たる生計維持者の行方が不明となった者</p> <p>③主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入および給与収入（以下「事業収入など」という。）の減少が見込まれ、次のいずれにも該当する者</p> <p>■世帯の主たる生計維持者の事業収入などのいずれかの減少額（保険金などで補填される金額を控除した額）が令和元年中の当該事業収入などの額の10分の3以上であること</p> <p>■世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額が1,000万円以下であること</p> <p>■減少が見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入などに係る所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること</p> <p>④主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた者</p> <p>⑤主たる生計維持者以外の被保険者の行方が不明となった者</p>								
減免額	<p>①、②に該当するとき 全額</p> <p>③に該当するとき 下記の表1によって算出した減免対象後期高齢者医療保険料額に、国民健康保険税に記載の表2に基づく減免の割合を乗じた額</p> <p>④に該当するとき 後期高齢者医療保険料額に下記の表3の損害程度に応じた減免の割合を乗じた額</p> <p>⑤に該当するとき 当該被保険者の後期高齢者医療保険料額全額</p> <p>※ただし、②、⑤については、令和3年3月31日までの間にその行方が明らかになったときは行方が明らかとなった日の属する月の前月分までの後期高齢者医療保険料額</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>表1</p> $\begin{aligned} \text{減免対象後期高齢者医療保険料額} &= \\ &(\text{それぞれの被保険者の後期高齢者医療保険料額}) \\ &\times (\text{主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入などに係る令和元年の所得額}) \\ &\div (\text{主たる生計維持者および世帯内のすべての被保険者の令和元年の合計所得金額}) \end{aligned}$ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>表3</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>損害程度</th> <th>軽減または免除の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>10分の10</td> </tr> <tr> <td>半壊・大規模半壊</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>床上浸水 ※上記に該当する場合を除く</td> <td>2分の1</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div>	損害程度	軽減または免除の割合	全壊	10分の10	半壊・大規模半壊	2分の1	床上浸水 ※上記に該当する場合を除く	2分の1
損害程度	軽減または免除の割合								
全壊	10分の10								
半壊・大規模半壊	2分の1								
床上浸水 ※上記に該当する場合を除く	2分の1								
減免の対象となる後期高齢者医療保険料	納期限が、令和2年7月28日から令和3年3月31日までのもの								